

こ成事第 67 号
令和 8 年 4 月 8 日

都道府県知事
指定都市市長
各 中核市市長 殿
児童相談所設置市長
市区町村長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)

「地すべり防止危険か所等危険区域に所在する施設の移転整備について」の一部改正について

標記については、令和 5 年 8 月 22 日こ成事第 430 号本職通知により行われているところであるが、今般、同通知の一部を別紙新旧対照表のとおり改正し、令和 8 年 4 月 1 日から適用することとしたので、貴管内社会福祉法人等に周知をお願いしたい。